

# 宇都宮市役所 “ストップ・ザ・温暖化” プランの概要

## プラン策定の趣旨

本プランは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「法」という。)により、地方公共団体の事務及び事業における温室効果ガスの排出抑制等のための実行計画の策定が義務づけられたこと、また現計画が平成18年度で終了することから、本市が引き続き職員自らの環境配慮行動により温室効果ガスの排出抑制等に取り組むとともに、省エネルギーや新エネルギー設備機器等などの導入により、更なる温室効果ガスの排出抑制等に取り組むため策定するものである。

## プラン策定の基本的な考え方

- 1 プランの位置付け**  
法に基づく温室効果ガスの抑制のための「実行計画」であるとともに、「宇都宮市環境基本計画」及び「宇都宮市地球温暖化対策地域推進計画」の下位計画である。
- 2 プランの対象**  
市のすべての事務及び事業を対象とする。(ただし、外部委託により実施する事務及び事業や外郭団体が実施する事務及び事業は除く。)
- 3 対象とする温室効果ガス**  
法第2条第3項に規定される6種類の温室効果ガスを対象とする。  
(1)二酸化炭素 (2)メタン (3)一酸化二窒素  
(4)ハイドロフルオロカーボン (5)パーフルオロカーボン  
(6)六ふっ化硫黄
- 4 プランの期間等**  
・プランの期間は、平成19年度から平成24年度までの6年間とする。  
・プランにおける基準年度は、平成17年度とする。

## 温室効果ガス総排出量に関する数値目標

平成24年度の本市の事務及び事業に伴う温室効果ガス総排出量を平成17年度より17%削減する。  
(京都議定書の基準年度である平成2年度の温室効果ガス総排出量より24%削減する。)

温室効果ガス総排出量を17%削減するための各種使用量等に関する具体的数値目標を設定

## 温室効果ガス総排出量に関する数値目標

電気使用量	2.5%削減
庁舎燃料使用量	19.3%削減
車両燃料使用量	4.2%削減
廃棄物排出量	20.4%削減

## その他の数値目標

用紙使用量	6.5%削減
水道使用量	増加させない
リサイクル率	47.2%
環境保全に関する研修会等の開催	年2回

市の事務及び事業における温室効果ガスの排出等の抑制

## 目標達成に向けた取組

### 1 職員の日常業務における環境配慮

(1) 庁舎等におけるエネルギー使用量の抑制

- ・昼休み及び始業前等の照明の消灯
- ・電気機器の未使用時の電源オフ等
- ・時間外勤務時の照明等の最小限使用
- ・ノー残業デーの定時退庁
- ・室内冷暖房温度の適正な設定
- ・窓のブラインドやカーテンの使用
- ・冷房及び暖房期間中の軽装や重ね着等の励行
- ・**暖房の使用終了前の電源オフ【新規】**
- ・エレベーターの最小限利用

(2) 資源利用の効率化の推進

- ・印刷、コピー時の両面使用
- ・片面使用済コピー用紙の裏面利用
- ・印刷物、会議資料等の最小限の印刷及びミスコピーの防止
- ・資料の誤りの手書き修正の徹底
- ・事務連絡などの配付資料の係回覧等
- ・庁内LANや電子メール利用
- ・節水の励行
- ・洗剤の適量使用
- ・水道の水量設定

(3) 廃棄物発生抑制・リサイクル等の推進(庁内)

- ・ごみの分別の徹底
- ・職員個人用のごみ箱の削減
- ・使い捨て製品の使用抑制
- ・買い物の際のレジ袋利用の抑制
- ・**割り箸の使用抑制【新規】**
- ・**紙コップの使用抑制【新規】**
- ・ピン、缶、ペットボトル等のリサイクル
- ・使用済ファイル等の再利用
- ・使用済封筒の再利用

(4) 公用車の使用における環境負荷の低減

- ・駐・停車中のアイドリングストップの励行
- ・急発進や急加速の禁止
- ・空ぶかしの禁止
- ・不要な荷物の積載の禁止
- ・車内冷暖房温度の適正な設定
- ・低公害型車両の積極的な利用
- ・公用車の最小限利用

(5) 環境負荷の少ない製品・物品の調達

- ・コピー用紙、フォーム用紙、ポスター等への再生紙の優先的利用
- ・印刷物への古紙配合率の記載
- ・エコマーク商品などの環境配慮型物品の優先的購入

(6) 職員の環境保全意識の向上

- ・環境保全に関する講演会等への出席
- ・環境保全に関する講演会等の情報の提供

### 2 庁舎等の設備や公用車の調達における環境配慮

(1) 庁舎等における省エネルギー・新エネルギー設備等の導入の推進【新規】

- ・本庁舎におけるE S C O事業の導入〔管財課〕
- ・市の施設における省エネルギー診断の実施〔環境政策課〕
- ・川田処理場におけるエネルギー使用の合理化〔下水道施設管理課〕
- ・松田新田浄水場における太陽光発電システムの導入〔水道建設課〕
- ・廃食用油の資源化事業の導入〔ごみ減量課〕
- ・今市送水管における小水力発電システムの導入〔水道建設課〕

(2) 公用車における低公害車等の導入の推進

- ・公用車における低公害車等の導入〔管財課、警防課、企業総務課〕

### 3 市の事業における環境配慮【新規】

(1) 廃棄物発生抑制・リサイクル等の推進

- ・ごみ発生の抑制推進に関する事業〔ごみ減量課〕
- ・適正な資源循環利用の推進に関する事業〔ごみ減量課、クリーンセンター〕
- ・市民協働によるごみの減量化・資源化の推進に関する事業〔 " " 〕

(2) 下水及びし尿等の適正処理の推進

- ・下水及びし尿等の適正処理に関する事業〔クリーンセンター、下水道施設管理課〕

## プランの推進

宇都宮市地球温暖化対策推進委員会により、実施状況を把握・点検するとともに、実施状況に基づいた改善指導を行う。

# 宇都宮市グリーン調達推進方針の概要

## 策定の趣旨

環境物品等への需要の転換について、国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的な責務を規定した「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」において、「地方公共団体は、環境物品等の調達の方針を定めるよう努めるものとする」と規定されていることから、本市における物品等に伴う環境負荷の低減を一層推進するため策定するものである。

## 策定の経過

環境物品等の調達（以下「グリーン調達」という。）については、これまで物品等は用品調達基金に、公共工事はグリーン化マニュアルによるなど、取組可能な部分から個別に推進してきたが、グリーン購入法の求める内容について、統一した方針を策定していなかった。  
近年、環境物品等の価格の低下や種類の増加により調達が容易になってきたことから、「宇都宮市役所“ストップ・ザ・温暖化”プラン」の策定と時期を合せ、対象品目を拡大するとともに、公共工事グリーン化マニュアルなども取り込み、更に調達目標を設定して適切な実績把握を行うことができる全庁的な調達の方針を新たに策定するものである。

## 基本的な考え方

市のすべての機関が行う物品等の調達に当たっては、下記に基づき、環境物品等の調達を行うとともに、調達された物品等の使用を進めていくものとする。

- 1 環境保全を考慮した調達の推進**  
従来から考慮されてきた価格や品質などに加え、環境保全の観点も考慮事項とし、できる限り広範な物品等について、環境負荷の低減が可能かどうかを考慮して調達を行う。
- 2 物品等のライフサイクル全体に配慮した調達の推進**  
再生部品の利用や廃棄物の発生抑制など、資源採取から廃棄に至る物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮して、調達の目的に支障がない範囲で物品等の調達に努める。
- 3 調達総量の抑制**  
調達総量をできるだけ抑制するよう物品等の合理的な使用等に努めることとし、「グリーン購入法」第11条の規定を念頭に置き、グリーン調達推進を理由として調達総量が増加しないよう配慮する。

## 調達の推進方法

- 1 特定調達品目等の設定**  
毎年度、当該年度に重点的に調達を進める環境物品等の品目や調達目標を定める。
- 2 調達の実施**
  - (1) 特定調達品目の優先的調達**  
環境物品等の調達に当たっては、仕様書等に明示するなどの方法により、判断の基準に適合した特定調達品目を優先的に調達する。
  - (2) その他の物品等の調達**  
安全面や製品の強度など、やむを得ない理由により、判断の基準に適合した特定調達品目を調達することが困難な場合や特定調達品目以外の物品等を調達する場合には、本方針の趣旨を踏まえ、極力環境に配慮した物品等の調達に努める。

## 特定調達品目等及び調達目標等

### 1 特定調達品目及び調達目標

調達品目の分類	主な調達品目	品目数	主な目標の立て方及び調達目標	
1 紙類	コピー用紙、フォーム用紙など	8	当該年度の調達総量（金額）に占める基準を満たす物品の調達額の割合：100%	
2 文具類	ボールペン、消しゴムなど	78		
3 機器類	いす、机など	10		
4 OA機器	コピー機、FAXなど	12		
5 家電製品	電気冷蔵庫、電気便座など	4		
6 エアコン等	エアコン、ストーブなど	3		
7 温水器等	電気給湯器、ガス調理機器など	4		
8 照明	蛍光灯照明器具、電球など	3		
9 自動車等	自動車、タイヤなど	4		
10 消火器	消火器	1		
11 制服・作業服	制服、作業服	2		
12 インテリア・寝装寝具	カーテン、毛布など	9		
13 作業手袋	作業手袋	1		
14 その他繊維製品	集会用テント、防球ネットなど	3		
15 設備	太陽光発電システム、中小水力発電システムなど	6		導入施設数：毎年度設備の導入対象となる施設について検討し、目標を設定する。
16 公共工事	再生骨材、間伐材など	52		国が定量的な目標の立て方等について検討中であることから、調達実績の把握に努める。
17 役務	庁舎管理、清掃など	6		契約総数（金額）に占める基準を満たす契約額の割合：100%


国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の改定に合わせて、毎年改定する。

### 2 判断の基準

環境物品等であるかどうかの判断について、各メーカーカタログにおける表示や環境ラベルの表示などで行える明瞭な判断の基準を設定した。

「判断の基準」の例

- 各メーカーカタログに表示されているグリーン購入適合商品（メーカーにより表示方法は異なる）であること。
- 下記のマーク等が表示されていること。



## 調達実績の把握等及び評価

- 1 調達実績の把握等**  
各課の率先実行推進員は、グリーン調達の実施状況について定期的に把握し、各部筆頭課へ報告する。各筆頭課の率先実行推進員は、各課からの報告を取りまとめ、宇都宮市地球温暖化対策推進委員会に報告し、委員会において調達実績を把握する。
- 2 目標達成状況の評価**  
宇都宮市地球温暖化対策推進委員会は、各部局からの報告に基づき目標達成状況の評価を行い、必要な改善指導を行う。

### 公表

方針及び調達実績について、市ホームページ等において毎年公表する。